

## ごみ集積設備寄付申し出時確認事項

- ①ごみ集積設備の寄付には、事前にごみ環境整備室による現地確認が必要です。
- ②箕面市まちづくり推進条例の規定に基づき設置し、関係法令を遵守されたもの以外は受理できません。
- ③寄付申し出の際は、寄附申出書下表に記載の必要書類全てを添付した上で環境整備室に提出してください。
- ④提出書類は、原本及び写し各一部とし、申出書記載のインデックス（番号）をつけてください。また、提出書類は返却しません。
- ⑤1～6のごみ集積設備図面については、開発協議申出時の内容と寄附申出時（現況）に差異がない場合、開発協議時の位置図、ごみ集積設備詳細図で構いません。  
ごみ集積設備書類には、必ず求積計算と配筋配置を記入してください。
- ⑥7，8，10，11の公的機関の発行する書類は直近のものとしてください。
- ⑦12は近隣住民説明報告書または近隣土地所有者への説明報告書及び誓約書、写真（全景、境界ポイント拡大）など

\*提出書類と実際の数値等に差異がある場合、又は書類に不足・不備がある場合、受理せず寄付書類一式は、一旦返却することになります。

ごみ集積設備寄附申出書類は必ず常に最新のものを使用してください。

寄附申出に係る問合せ、提出は、環境整備室まで  
環境整備室 箕面市大字粟生間谷2898-1  
電話 072-729-2371(代表)